西村あさひ法律事務所

欧州委員会「コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令案」を公表（速報版）

ヨーロッパニューズレター　2022 年 2 月 25 日号

執筆者:
E-mail 加藤 由美子

1. はじめに

2022 年 2 月 23 日、EU レベルでの人権・環境デューディリジェンスの義務化に関する法案が公表された。この法案は、一定規模の EU 域外の企業も対象とされ、成立すれば今後日系企業のビジネスにも大きな影響が生じうる。

欧州委員会（European Commission）が公表した、この「コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令案」[1]（以下「本指令案」）は、バリューチェーン [2]における人権・環境に関するデューディリジェンスの義務化を図ることで、企業の持続可能で責任ある行動を促進し、人権の尊重や環境問題に配慮した企業の事業活動及びコーポレートガバナンスを推進することを目指したものである。本指令案によれば、EU 域内の企業のみならず、EU で活動する EU 域外の企業も一定の条件のもとでデューディリジェンス履行義務の対象となりえ、民事責任や取締役の責任も規定されている [3]。本指令案は、今後欧州議会（European Parliament）及び EU 理事会（The Council of the European Union）に提出され、承認されれば各加盟国が国内法化することとなる。本稿では速報版 [4]として本指令案の概要を紹介する。

2. 背景

EU は、人権の尊重や気候変動を含む環境問題を最優先の政策課題のひとつとしている。企業による人権の尊重に関しては、2011 年国連「ビジネスと人権に関する指導原則」[5]において、企業による人権デューディリジェンスの履行が推奨されて以降、各企業による人権デューディリジェンスへの取組みが強化されてきたが、企業の自主性に任されていることに課題があった。この点、欧州では先行して人権デューディリジェンスの法制化を進める国がある一方、必ずしも各国の対応が均一ではなく、同条件での取組み、義務の明確化、予見可能性の観点から、EU レベルの規制を求める声が上がっていた。また、環境に関しては、持続可能な社会の実現に向けた環境対策をまとめた「欧州グリーンディール」[6]や国連「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」が掲げる目標達成のためにも、セクターを超えた企業の協力が不可欠とされている。本指令案はこのような背景から EU 加盟国間で統一された制度を目指して提案されたものである。

---

1 Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM/2022/71 final)
https://ec.europa.eu/info/publications/proposal-directive-corporate-sustainable-due-diligence-and-annex_en

2 バリューチェーンは、原材料の調達から、製品の開発、生産、流通を含めて最終消費者への商品・サービスの提供にいたるまでのあらゆる段階のことをいう。

3 現時点では指令案のため、今後内容が変更になる可能性がある。また、所定の手続を経て指令として成立した後も、指令それ自体が各加盟国において法的効力を有するものではなく、指令の内容に沿って各加盟国において国内法が整備される。

4 本ニューズレターは、指令案が公表されたことを速報として伝えることを目的としており、詳細版は別途弊事務所のニューズレターにおいて報告予定。

5 Guiding Principles on Business and Human Rights (HR/PUB/11/04)
https://www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf

6 Communication from the Commission on the European Green Deal (COM/2019/640 final)
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2019%3A640%3AFIN

© Nishimura & Asahi 2022

3. コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令案の概要

一定の規模を有する企業に対して、バリューチェーンにおける人権・環境 DD に関する義務を負わせるものである。具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 適用対象企業

本指令案による適用対象企業は次のとおり[7]。

1. 欧州企業(EU 加盟国の法律に基づいて設立された企業)
   次のいずれかに該当する企業。
   第一グループ: 従業員 500 名超かつ全世界の売上高 1.5 億ユーロ超の企業。
   第二グループ[8]: 従業員 250 名超かつ全世界の売上高 0.4 億ユーロ超の企業で、売上の 50%以上が高リスクセクター[9]で発生している企業。

2. 非欧州企業(EU 加盟国以外の法律に基づいて設立された企業)
   次のいずれかに該当する企業。
   第一グループ: EU 域内での売上高 1.5 億ユーロ超の企業。
   第二グループ: EU 域内での売上高 0.4 億ユーロ超の企業で、売上の 50%以上が高リスクセクターで発生している企業。

上記に該当しない中小企業は適用対象にはならないが、上記に該当する企業と取引する場合にはそれらの企業によるデューディリジェンスの対象となり、間接的に影響を受けることとなるため、欧州委員会は、中小企業に対する支援も行うとしている。

(2) デューディリジェンスの対象

本指令案によれば、デューディリジェンスの対象は、自社、子会社及び確立したビジネス関係を築いているバリューチェーンにおける人権及び環境のリスクである。本指令案では、別紙[10]として人権・環境保護の根拠となる条約等を幅広く列挙している[11]。人権リスクの一例としては、強制労働、児童労働、職場における健康・安全措置の不履行、搾取、拷問、公正かつ良好な労働条件の不備、賃金・雇用の不平等、環境リスクの例としては土壌汚染、水質汚染、生物多様性の減少、温室効果ガス、生態系の悪化等が挙げられる。

---

7 指令案第 2 条第 1 項

8 EU Commission の発表によれば、第二グループは第一グループより 2 年後に適用対象になるとされる。https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/doing-business-eu/corporate-sustainability-due-diligence_en

9 高リスクセクターとは、生地、衣類、皮革、履物、農業、森林、漁業、食品、飲料、鉱物資源、鉄鋼等が含まれる(指令案第 2 条第 1 項)。

10 ANNEX to the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM/2022/71 final)
https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_2_183888_annex_dir_susta_en.pdf

11 人権に関する国際的条約として、世界人権宣言、国際人権規約(社会権規約・自由権規約)、ILO 中核的労働基準と呼ばれる 8 基本条約をはじめ、多くの条約が挙げられている。また環境については、生物の多様性に関する条約、水銀に関する水俣条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約をはじめとして多くの条約が列挙されている。

© Nishimura & Asahi 2022

(3) 義務内容

適用対象となる企業は、自社、子会社及び確立したビジネス関係を築いているバリューチェーンにおける人権・環境に関するデューディリジェンス履行の義務を負う[12]。具体的には、①デューディリジェンスに関する基本方針の制定、②人権及び環境に関する実在する又は潜在的な負の影響の特定、③実在する負の影響に対する抑止・是正・停止措置、④苦情処理手続の策定及び実行、⑤デューディリジェンスの方針及び各措置の有効性についてのモニタリング、⑥デューディリジェンスの取組みについての公表が求められる。また、欧州企業、非欧州企業いずれも第一グループに属する企業は、パリ協定に基づいた「1.5 度目標」[13]を達成するための計画が求められる[14]。

(4) 制裁

指令案では、制裁の内容は各加盟国の国内法で定められるものとし、金銭的制裁を定める場合は、売上高ベースにするべきとされている[15]。

(5) 民事責任

指令案では、デューディリジェンスの義務違反により損害を受けた者は損害賠償を請求できるように加盟国に制度設計を求めている。

(6) 取締役の注意義務

指令案では、取締役が企業の事業遂行の決断にあたり、人権、気候変動又は環境に及ぼす影響を含むサステナビリティ課題についても考慮に入れることを求めるとしている[16]。また、取締役は適切なデューディリジェンスの履行を監督する義務を負うとともに、取締役会に報告する義務を負うとし、デューディリジェンスの結果判明した実在する又は潜在的な負の影響を考慮した企業戦略の立案を促す制度設計をすべきとしている。

4. おわりに

欧州では、「誰一人取り残さない」をキーワードに、人権や環境保護に対する取組みが積極的に行われており、コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令案の発表もその一貫といえる。この動きは欧州の市民社会からも歓迎されているように映る。しかし、現実問題として、企業が人権・環境リスクを懸念してサプライヤーを少数に絞る等の選択をし、結果的に途上国における雇用の機会が失われたり、より劣悪な環境に置かれてしまう者が生まれてしまう等、デューディリジェンス義務化の動きが本来意図していない結果につながるリスクも懸念される。また、デューディリジェンスの適切な履行について具体策が見えないという声もよく聞かれる。この点については、欧州委員会は今後別途ガイドラインを策定するとしているが、企業の行動が人権・環境デューディリジェンス義務化の本来の目的である人権尊重・環境保護に効果的につながるような実務の確立が期待される。

---

12 指令案第 4 条～第 11 条

13 世界の気温上昇を産業革命前から 1.5 度に抑えるという目標。2021 年の国連気候変動枠組条約（COP26）でパリ協定を見直す形で合意された。

14 指令案第 15 条

15 指令案第 20 条

16 指令案第 25 条

© Nishimura & Asahi 2022

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

Ⓒ Nishimura & Asahi 2022